

第10章 プライバシー、肖像権および住居不可侵に反する罪

第1節 秘密漏洩の罪

第197条 (2022年改訂) ① 他人の秘密を漏洩するまたはプライバシーを侵害するために、その人の同意なく、書面、手紙、電子メール、その他のいかなる文書または個人的な身の回り品を手に入れる者、その人の電気通信を傍受する者、あるいは、音声または画像あるいはその他のいかなる通信信号の聴取、送信、録音または再生用の技術的装置を使用する者は、1年から4年の禁固刑、または、12月から24月の罰金刑に処せられる。

② 承認なしに、第三者を害して、情動的、電子的またはテレマティック的ファイル、または、それらの記録媒体、あるいは、いかなる他のタイプのアーカイブ、または、公的または私的記録保存装置に記録されている他人の個人的または家族的性格の保存データを入手、使用または変更する者には、同じ刑が科される。同じ刑が、承認なしに、なんらかの手段で以上のものにアクセスする者、および、データの所有者または第三者を害してそれらを変更または利用する者に科される。

③ 前各項に係わる漏洩データまたは事実あるいは受信された画像が第三者に流布、表示または譲渡される場合は、2年から5年の禁固刑が科される。

その違法な出所を知って、かつ、その漏洩には加担していなくて、前段に規定される行為を実行した者は、1年から3年の禁固刑、または、12月から24月の罰金刑に処せられる。

④ 本条の第1項および第2項に規定される行為は、次の場合は、3年から5年の禁固刑に処せられる：

a) 情動的、電子的またはテレマティック的ファイルまたは記録媒体、アーカイブあるいは記録保存装置の担当者または責任者が犯した、または、

b) (当該行為が) 被害者の個人的データの未承認利用によって行われた場合。

保存データが第三者に流布、譲渡または表示された場合は、刑はその下限を半分上回らせて科される。

⑤ 同様に、前各項に規定される行為が、主義、宗教、信条、健康、人種的起源または性生活を表示する個人的性格のデータに影響するとき、または、被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者であったときは、刑はその下限を半分上回らせて科される。

⑥ 行為が営利目的で行われる場合、本条の第1項から第4項にそれぞれ規定される刑をその下限を半分上回らせて科される。さらに、前項記載事項のデータに影響した場合は、科される刑は4年から7年の禁固刑となる。

⑦ 住居または第三者の目の届かない他の場所でその人の同意を得て入手したその人の画像または視聴覚録音録画物を、影響を受ける人の承諾なく、第三者に流布、表示または譲渡する者は、当該暴露がその人のプライバシーを著しく傷つけるとき

は、3月から1年の禁固刑、または、6月から12月の罰金刑に処せられる。

前項に係わる画像または視聴覚録音録画物を受けて、影響を受ける人の承諾なく、第三者に流布、表示または譲渡する者は、1月から3月の罰金刑が科される。

前各段の場合、(当該)行為が、配偶者によって、あるいは、例え同居していなくとも同様な愛情関係で結ばれている、または、結ばれていた者によって実行されたとき、被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者であったとき、あるいは、利益目的で実行されたときは、刑はその下限を半分上回らせて科される。

第197条の2 ① なんらかの手段または方法で、それを阻止するために設定された防護措置を破って、正規に承認を得ず、情報システムの全体または一部にアクセスする、または、他人にアクセスを提供する者、あるいは、正当に排除権を有する人の意に反してそのシステム内に留まる者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

② 技術的装置または道具を用いて、正規に承認を得ず、ある情報システムから、そこへ向かって、または、その内部で生じる情報データの非公開通信を、その同じ情報システムからの電磁的送信を含めて、傍受する者は、3月から2年の禁固刑、または、3月から12月の罰金刑に処せられる。

第197条の3 第197条第1項および2項または第197条の2に係わる犯罪のなんらかの実行を容易にする目的で、正規に承認を得ず、次のものを製作、自己使用に取得、輸入、または、なんらかの方法で第三者に供給する者は、6月から2年の禁固刑、または、3月から18月の罰金刑に処せられる：

a) 当該犯罪を犯すために、主として考案された、または、適合された情報処理プログラム。

b) コンピュータのパスワード、アクセス・コード、または、情報システムの全体または一部にアクセスできるようにする同様なデータ。

第197条の4 本節に規定される行為が犯罪組織またはグループの中で行われた場合は、それぞれ下限を半分上回らせる刑が適用される。

第197条の5 第31条の2の規定に従って、法人が、第197条、第197条の2および第197条の3に含まれる犯罪に有責のときは、6月から12月の罰金刑が科される。第66条の2に規定される規則に留意して、裁判官および裁判所は、同様に、第33条第7項のb)号からg)号に規定される刑を科すことができる。

第198条 法律で認められた場合以外で、犯罪について適法な理由を介さないで、自己の職務を利用して、前各条に規定される何らかの行為を犯した当局(*当局の人的範囲については第24条参照)または公務員は、前各条に規定されるそれぞれの刑にその下限を半分上回らせて処せられ、さらに、6年から12年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

第 199 条 ① 自己の職務または労働関係により知見を得る他人の秘密を漏洩した者は、1 年から 3 年の禁固刑、および、6 月から 12 月の罰金刑に処せられる。

② 秘密保持義務の不履行で、他人の秘密を漏洩する本職は、1 年から 4 年の禁固刑、12 月から 24 月の罰金刑、および、当該職業についての 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 200 条 本節の規定は、本法の他の条項に規定されているものを除き、(法人の) 代表者の同意なしに、法人の秘密データを漏洩、漏泄または譲渡した者に適用される。

第 201 条 (2021 年改訂) ① 本節に規定される犯罪に対する訴訟手続きには、被害者またはその法定代理人の告発が必要である。

② 本法第 198 条に規定される行為に対して訴訟手続きするためには前項で要求される告発は必要でなく、また、犯行が一般の利益または多数の人に影響するとき、または、被害者が未成年者または特別な保護が必要な障害者である場合、必要ない。

③ 被害者またはその法定代理人の宥恕は、場合に応じて、刑事訴訟を消滅させる。ただし、第 130 条第 1 項⑤号の第 2 段の規定を害さない。

第 2 節 住居、法人の所在地および公衆公開施設への侵入の罪

第 202 条 ① そこに居住せずして、他人の住居にその居住者の意思に反して立ち入った、または、そこに留まった者は、6 月から 2 年の禁固刑に処せられる。

② 行為が暴力または威嚇で行われた場合は、刑は 1 年から 4 年の禁固刑、および、6 月から 12 月の罰金刑となる。

第 203 条 ① 公的または私的法人の住居、本職の事務所またはオフィス、あるいは、公衆に開放されている商業施設または店舗にその開館時間外に、その権利者の意思に反して立ち入った者は、6 月から 1 年の禁固刑、および、6 月から 10 月の罰金刑に処せられる。

② その権利者の意思に反して、開館時間外に、公的または私的法人の住居、本職の事務所またはオフィス、あるいは、公衆に開放されている商業施設または店舗に留まった者は、1 月から 3 月の罰金刑に処せられる。

③ 暴力または威嚇を用いて、その権利者の意思に反して、公的または私的法人の住居、本職の事務所またはオフィス、あるいは、公衆に開放されている商業施設または店舗に立ち入った、または、留まった者は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる。

第 204 条 法律で認められた場合以外で、犯罪について適法な理由を介さないで、

前2条に規定される何らかの行為を犯した当局または公務員は、当該条にそれぞれ規定される刑にその下限を半分上回らせて処せられ、さらに、6年から12年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。